

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現行	改正案
IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業） IV－１・IV－２ （略） IV－３ 業務の適切性（第一種金融商品取引業） IV－３－１ 有価証券関連業に係る業務の適切性 IV－３－１－１ （略） IV－３－１－２ 勧誘・説明態勢 (1)～(7) （略） (8) 少額投資非課税制度を利用する取引の勧誘に係る留意事項 <u>平成 26 年 1 月より、自助努力による家計の安定的な資産形成を支援するとともに、経済成長に必要な成長資金の供給を拡大する観点から、少額投資非課税制度（以下「N I S A」という。（注））が導入された。</u> <u>N I S Aは、年間の投資（購入）上限額が比較的少額（120 万円）であり、家計の中長期的な資産形成を後押しするためのツールとして位置付けられていることから、初めて投資を行う者や若年層な</u>	IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業） IV－１・IV－２ （略） IV－３ 業務の適切性（第一種金融商品取引業） IV－３－１ 有価証券関連業に係る業務の適切性 IV－３－１－１ （略） IV－３－１－２ 勧誘・説明態勢 (1)～(7) （略） (8) 少額投資非課税制度を利用する取引の勧誘に係る留意事項 <u>家計の安定的な資産形成を支援する仕組みとして、平成 26 年 1 月より、成人を対象とした少額投資非課税制度（以下「一般N I S A」という。）が導入されている。以降、平成 28 年 4 月より、未成年者を対象とした少額投資非課税制度（以下「ジュニアN I S A」という。）が導入され、また、平成 30 年 1 月より、成人を対象としつつ、積立投資に特化した少額投資非課税制度（以下「つみたてN I S A」といい、一般N I S A、ジュニアN I S A及びつみたてN I S Aを総称して以下「N I S A制度」という。）が導入されている。</u> <u>N I S A制度は、年間の投資上限額の範囲内で購入した金融商品について、所定の非課税期間を通じて、その収益を非課税とする制度であり、これまで金融商品に対する投資を通じた資産形成を行っ</u>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現行	改正案
<u>ど、投資知識・経験の浅い顧客による利用が予想される。N I S A の導入により、証券投資を通じた資産形成に関する裾野が広がり、ひいては証券市場の活性化につながることを期待される。</u> <u>また、N I S A は、年間 120 万円を上限とする投資について、投資した有価証券を保有し続ける限り、その収益については最大 5 年間は非課税となることから、例えば、顧客が短期間で金融商品の売買（乗換え）を繰り返すような取引は N I S A の制度趣旨に馴染まないものとなっている。このため、顧客の中長期的な資産形成を支援するという N I S A の制度趣旨に沿った、顧客が税制上のメリットを享受しやすい金融商品等の提供が望まれる。</u> <u>こうした点を踏まえ、N I S A が、その制度設計・趣旨に則り適切に利用されるよう、非課税口座を利用する取引の勧誘に関し、「N I S A 及びジュニア N I S A の口座開設及び勧誘並びに販売時等における留意事項について（ガイドライン）」（N I S A 推進・連絡協議会）を踏まえつつ、特に以下のような点に留意して監督するものとする。</u> <u>（注）N I S A とは、年間 120 万円までの上場株式等への投資から生じる配当所得・譲渡所得等に係る所得税・住民税を、投資した年から最長で 5 年間非課税とする制度。</u>	<u>てこなかった者を中心に、当該方法による資産形成を促すことを目的としたものである。</u> （削除） <u>こうした点を踏まえ、N I S A 制度が、その趣旨に則り適切に利用されるよう、N I S A 制度を利用する取引の勧誘等に関し、「N I S A 制度の口座開設及び勧誘並びに販売時等における留意事項について（ガイドライン）」（N I S A 推進・連絡協議会）（以下本（8）において「ガイドライン」という。）を踏まえつつ、以下のような点に留意して監督するものとする。</u> （削除）

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現行	改正案
① 顧客に対する説明態勢の整備 イ. 顧客の金融リテラシー向上への取組み 初めて投資を行う者や若年層など、投資知識・経験の浅い顧客による利用が<u>予想されるが</u>、こうした顧客に対しては、単に法令上の適合性原則を遵守することだけではなく、顧客の金融（投資）リテラシー向上を図り、資産形成に取り組んでもらうことが顧客・<u>金融機関相互の利益につながる</u>との観点に立って、中長期投資や分散投資の効果等の説明といった投資に関する基礎的な情報を、適切に提供するように努めているか。 ロ. <u>N I S Aに基づく非課税口座の利用に関する説明</u> <u>非課税口座開設の勧誘・申込みの受付時や口座開設後に、以下の内容等について、必要に応じて、顧客に誤解を与えることのないよう正確に、分かりやすく説明しているか。</u> <u>a. 非課税口座については、通常の証券口座（特定口座等）と異なり、金融機関を跨った複数開設が認められず、同一年において一</u>	① 顧客に対する説明態勢の整備 イ. 顧客の金融リテラシー向上への取組み <u>N I S A制度は、初めて投資を行う者や若年層など、投資知識・経験の浅い顧客による利用が<u>想定される</u>ところ、こうした顧客に対しては、単に法令上の適合性原則を遵守することだけではなく、顧客の金融（投資）リテラシーの向上を図り、<u>自らの資産形成に取り組んでもらうことが顧客・証券会社等相互の利益につながる</u>との観点に立って、中長期投資や分散投資の効果等の説明といった投資に関する基礎的な情報を、適切に提供するように努めているか。</u> ロ. <u>N I S A制度に関する説明</u> <u>一般N I S A及びつみたてN I S Aに係る非課税口座並びにジュニアN I S Aに係る未成年者口座（以下これらを総称して「N I S A口座」という。）開設の勧誘・申込みの受付時等に、適合性原則等を踏まえた説明がされているか。例えば、ガイドラインで説明すべきとされている事項を、必要に応じて、顧客に誤解を与えることのないよう正確に、分かりやすく説明しているか。</u> （削除）

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現行	改正案
<u>人一口座（一金融機関）のみ開設が認められること（仮に、顧客が複数の金融機関に口座開設の申込みを行った場合、口座開設までに相当の時間を要する場合があるなど、口座開設手続が円滑に進まないおそれがあること。）。なお、顧客が予め希望している金融商品を購入できないことのないよう、この説明と併せて、自社が非課税口座において取り扱っている金融商品の種類（上場株式、上場投資信託、不動産投資信託、公募株式投資信託など）についても説明しておく必要がある。</u> <u>b. 非課税口座では、年間 120 万円まで、有価証券の買付けを行うことができ、非課税口座で保有している有価証券を一度売却するとその非課税枠の再利用ができないこと（そのため、短期間での売買（乗換え）を前提とした商品には適さないこと。）。</u> <u>c. 非課税となる投資枠の残額を翌年以降に繰り越すことはできないこと。</u> <u>d. 非課税口座の損失について、特定口座や一般口座で保有する他の有価証券の売買益や配当金との損益通算ができず、当該損失の繰越控除もできないこと。</u>	

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現行	改正案
<u>e. 投資信託における分配金のうち元本払戻金（特別分配金）はそもそも非課税であり、NISAにおいては制度上のメリットを享受できないこと。また、当該分配金の再投資を行う場合には、年間投資枠が費消されてしまうこと。</u> ② 制度設計・趣旨を踏まえた金融商品等の提供 <u>NISAが、家計の中長期的な資産形成を後押しする制度として導入された趣旨を踏まえ、NISAを利用する顧客に対して、例えば、一定期間に分割して投資することにより時間的な分散投資効果が得られる定額積立サービスの提供や、中長期にわたる安定的な資産形成に資するような金融商品を中心とした商品提供を行うなど、NISAの制度設計・趣旨を踏まえた金融商品等の提供を行っているか。</u> （新設）	② 制度設計・趣旨等を踏まえた金融商品の提供 <u>NISA制度が家計の安定的な資産形成を後押しする制度として導入された趣旨やNISA制度を利用する顧客の目的等を考慮しつつ、適合性原則等を踏まえて真に顧客の安定的な資産形成に資するような金融商品を中心とした商品提供を行っているか。</u> <u>なお、顧客の安定的な資産形成に資するかどうかの判断にあたっては、個別の商品の特性だけでなく、顧客のポートフォリオ全体のバランスに十分留意する必要がある。</u> ③ ジュニアNISAについて留意すべき事項 <u>ジュニアNISAが未成年者向けの制度であることを踏まえ、ジュニアNISA口座が、親権者等によって仮名口座として利用されるといったことのないよう留意する必要がある。</u> <u>こうした観点から、例えば、ジュニアNISA口座開設者の年齢等に応じて取引残高報告書等を当該口座開設者本人宛に送付することや、ジュニアNISA口座開設時や払出し時に、当該口座内の資金が口座開設者本人の資金であり、本人のために利用される旨の</u>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現行	改正案
<u>(9) 未成年者向けの少額投資非課税制度を利用する取引の勧誘に係る留意事項</u> <u>平成 28 年 4 月より、若年層による投資の裾野を拡大し、自助努力による家計の安定的な資産形成を支援するとともに、経済成長に必要な成長資金の供給を拡大する観点から、未成年者向けの少額投資非課税制度（以下「ジュニア N I S A」という。（注））が導入されることとなった。</u> <u>ジュニア N I S A は、未成年者の将来に向けた資産形成のため、未成年者に非課税口座の開設を認めるものである。ジュニア N I S A の導入により、早期に証券投資に関心を持つきっかけを与えること、また、口座開設者の成人時には、自動的に N I S A の非課税口座（以下「N I S A 口座」という。）が開設される制度設計とされていることなどから、これが普及し、正しく利用されること、金融リテラシーの向上にも結びつくことによって、証券投資を通じた資産形成に関する裾野が広がり、ひいては証券市場の活性化に繋がることが期待される。</u>	<u>確認を行うことといった、適切な口座管理がなされているか。</u> （削除）

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現行	改正案
<u>また、ジュニアNISAは、未成年者が口座開設者となることから、基本的には、その親権者等が未成年者を代理して投資指図を行うことが想定されているが、こうした親権者等が実質的に自身のためにジュニアNISA口座を利用し、非課税メリットを享受するといったことのないよう、口座開設者が3月末時点で18歳に到達する年（以下「基準年」という。）までは、払出しを行わないことを前提として非課税を認めるなどの制約が設けられており、金融機関の実務においても、適切な管理が求められる。</u> <u>さらに、ジュニアNISAは、その制度趣旨や、年間80万円を上限とする投資について、投資した有価証券を保有し続ける限り、その収益については最大5年間は非課税となること、基準年までは払出しを行わないことを前提としていること等から、例えば、顧客が短期間で金融商品の売買（乗換え）を繰り返すような取引は馴染まないものとなっている。このため、顧客の中長期的な資産形成を支援するというジュニアNISAの制度趣旨に沿った、顧客が税制上のメリットを享受しやすい金融商品等の提供が望まれる。</u> <u>こうした点を踏まえ、ジュニアNISAが、その制度設計・趣旨に則り適切に利用されるよう、ジュニアNISA口座を利用する取引の勧誘に関し、「NISA及びジュニアNISAの口座開設及び勧誘並びに販売時等における留意事項について（ガイドライン）」</u>	

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現行	改正案
<u>（NISA推進・連絡協議会）を踏まえつつ、特に以下のような点に留意して監督するものとする。</u> <u>（注）ジュニアNISAとは、未成年者による、専用口座における年間80万円までの上場株式等への投資から生じる配当所得・譲渡所得等に係る所得税・住民税について、原則として18歳までの間は払出しを行わないことを条件（災害等のやむを得ない場合は除く。）として、投資した年から最長で5年間非課税とする制度（ただし、現行制度が終了した時点において、時価が80万円分までのものについては、20歳まで非課税で保有を継続することが認められる。）。</u> <u>①顧客に対する説明態勢の整備</u> <u>イ. 顧客の金融リテラシー向上への取組み</u> <u>投資指図を行う親権者等に加え、未成年者である口座開設者本人についても、成人時にはNISA口座を保有し、金融商品の運用指図を行うこととなることや、若年層に投資の裾野を拡大するといった制度趣旨を踏まえ、単に法令上の適合性原則を遵守することだけではなく、顧客の金融（投資）リテラシー向上を図り、資産形成に取り組んでもらうことが顧客・金融機関相互の利益につながるとの観点に立って、金融・経済の仕組み、マネープランの重要性、中長</u>	

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現行	改正案
<u>期投資や分散投資の効果等の説明といった金融に関する基礎的な情報を、口座開設者本人の年齢等に応じて段階的に提供するように努めているか。</u> <u>ロ. ジュニアNISA口座の利用に関する説明</u> <u>ジュニアNISA口座開設の勧誘・申込みの受付時や口座開設後に、以下の内容等について、必要に応じて、顧客に誤解を与えることのないよう正確に、分かりやすく説明しているか。</u> <u>a. ジュニアNISA口座については、基準年まで払出しを行わないことを前提に非課税が認められており、基準年までの間に、災害等やむを得ない事情について税務署による確認を受けた場合を除き、払出しを行った場合、当該口座において過去に生じた利益に対して課税されること。</u> <u>b. ジュニアNISA口座については、通常の証券口座（特定口座等）と異なり、金融機関を跨った複数開設が認められず、一人一口座（一金融機関）のみ開設が認められること、及び口座廃止した後でなければ口座開設金融機関を変更することができないこと（基準年前に口座廃止をした場合は、やむを得ない場合を除き過去に生じた利益について課税されることを含む。）。なお、顧客が予め希望している金融商品を購入できないことのないよう、こ</u>	

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現行	改正案
<u>の説明と併せて、自社がジュニアNISA口座において取り扱っている金融商品の種類（上場株式、上場投資信託、不動産投資信託、公募株式投資信託など）についても説明しておく必要がある。</u> <u>c. 未成年者の口座であることから、親権者等が代理で投資判断を行うことが一般的であると考えられるが、ジュニアNISA口座において運用できる資金は厳に口座開設者自身の資金に限られ、親権者等の資金を運用することは認められないこと（親権者等の資金を運用していた場合には、課税上の問題が生じること。）。</u> <u>d. ジュニアNISA口座では、年間80万円まで、非課税で有価証券の買付けを行うことができ、ジュニアNISA口座で保有している有価証券を一度売却するとその非課税枠の再利用ができないこと、及び払出し制限が課されるなど基準年以降に向けての中長期投資のための制度であること（そのため、短期間での売買（乗換え）を前提とした商品には適さないこと。）。</u> <u>e. 非課税となる投資枠の残額を翌年以降に繰り越すことはできないこと。</u> <u>f. ジュニアNISA口座の損失について、特定口座や一般口座で保有する他の有価証券の売買益や配当金との損益通算ができず、</u>	

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現行	改正案
<u>当該損失の繰越控除もできないこと（なお、課税未成年者口座については、この限りではない。）。</u> <u>g. 投資信託における分配金のうち元本払戻金（特別分配金）はそもそも非課税であり、ジュニアNISAにおいては制度上のメリットを享受できないこと。また、ジュニアNISAにおいては、元本払戻金（特別分配金）を受けること、さらに、その再投資を行うことに合理的な意味がないこと（ジュニアNISAには払出し制限が課されているため、分配金をジュニアNISAの枠外で受け取ることができない。また、分配金再投資を行う場合には、年間投資枠が費消される。）。</u> <u>② 制度設計・趣旨を踏まえた金融商品等の提供</u> <u>ジュニアNISAが、未成年者の将来に向けた中長期的な資産形成を後押しする制度として導入された趣旨や、払出し制限等の制度設計を踏まえ、ジュニアNISAを利用する顧客に対して、例えば、一定期間に分割して投資することにより時間的な分散投資効果が得られる定額積立サービスの提供や、中長期にわたる安定的な資産形成に資するような金融商品を中心とした商品提供を行うなど、ジュニアNISAの制度設計・趣旨を踏まえた金融商品等の提供を行っているか。</u>	

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現行	改正案
<u>③適切な口座管理</u> <u>未成年者向けの非課税口座であるジュニアNISAの特徴を踏まえ、当該口座が、親権者等によって仮名口座として利用されるといったことのないよう、特に留意する必要がある。</u> <u>こうした観点から、口座開設者の年齢等に応じて取引残高報告書等を口座開設者本人宛に送付することや、口座開設時や払出し時に、厳にジュニアNISA口座の資金が口座開設者本人の資金であり、本人のために利用される旨の確認を行うことといった、適切な口座管理がなされているか。</u> <u>(10)営業員の業務上の評価に係る留意事項</u> (略) <u>(11)監督手法・対応</u> (略) IV－4 諸手続（第一種金融商品取引業） IV－4－1 登録（略） IV－4－2 承認及び届出等 IV－4－2－1 認可（略） IV－4－2－2 承認（略）	<u>(9)営業員の業務上の評価に係る留意事項</u> (略) <u>(10)監督手法・対応</u> (略) IV－4 諸手続（第一種金融商品取引業） IV－4－1 登録（略） IV－4－2 承認及び届出等 IV－4－2－1 認可（略） IV－4－2－2 承認（略）

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現行	改正案
IV－４－２－３ 届出 （略） IV－４－２－４ 累積投資業務に係る留意事項 金商法第 35 条第 1 項第 7 号に規定する累積投資契約の締結業務の状況については、以下の点に留意して検証することとする。 (1)～(10) （略） (11)上場投資信託受益証券の共同買付累積投資業務については、次によりることができるものとする。 ① （略） <u>②顧客一回当たりの払込金額の最低額は、1 万円とすること。</u> <u>③～⑦</u> （略） (12)（略） V. 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業） V－１ （略） V－２ 業務の適切性（第二種金融商品取引業）	IV－４－２－３ 届出 （略） IV－４－２－４ 累積投資業務に係る留意事項 金商法第 35 条第 1 項第 7 号に規定する累積投資契約の締結業務の状況については、以下の点に留意して検証することとする。 (1)～(10) （略） (11)上場投資信託受益証券の共同買付累積投資業務については、次によりることができるものとする。 ① （略） （削除） <u>②～⑥</u> （略） (12)（略） V. 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業） V－１ （略） V－２ 業務の適切性（第二種金融商品取引業）

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現行	改正案
V-2-1 みなし有価証券販売業等に係る業務の適切性 V-2-1-1 勧誘・説明態勢 (1) (略) (2) 投資信託の勧誘に係る留意事項 投資信託は、専門知識や経験等が十分ではない一般顧客を含めて幅広い顧客層に対して勧誘・販売が行われる商品であることから、顧客のライフステージ、財産の状況、投資目的等を踏まえたニーズを把握し、これに見合った商品を提供するとともに、顧客の知識、経験、投資意向に応じて適切な勧誘を行うことが重要である。 また、顧客の安定的な資産形成を支援する勧誘・販売態勢を構築し、投資信託の預り資産を拡大していくことは、顧客の資産形成はもとより、みなし有価証券販売業者等にとっても、市況に左右されづらい安定的な収益構造への転換につながるものと考えられる。 以上の観点を踏まえ、投資信託の勧誘に関し、以下の点に留意して監督するものとする。 ①～④ (略) ⑤ <u>NISA又はジュニアNISA</u>を利用する取引の勧誘に係る留意事項については、<u>IV-3-1-2(8)①又はIV-3-1-2(9)①及び③</u>に準ずる。	V-2-1 みなし有価証券販売業等に係る業務の適切性 V-2-1-1 勧誘・説明態勢 (1) (略) (2) 投資信託の勧誘に係る留意事項 投資信託は、専門知識や経験等が十分ではない一般顧客を含めて幅広い顧客層に対して勧誘・販売が行われる商品であることから、顧客のライフステージ、財産の状況、投資目的等を踏まえたニーズを把握し、これに見合った商品を提供するとともに、顧客の知識、経験、投資意向に応じて適切な勧誘を行うことが重要である。 また、顧客の安定的な資産形成を支援する勧誘・販売態勢を構築し、投資信託の預り資産を拡大していくことは、顧客の資産形成はもとより、みなし有価証券販売業者等にとっても、市況に左右されづらい安定的な収益構造への転換につながるものと考えられる。 以上の観点を踏まえ、投資信託の勧誘に関し、以下の点に留意して監督するものとする。 ①～④ (略) ⑤ <u>NISA制度</u>を利用する取引の勧誘に係る留意事項については、<u>IV-3-1-2(8)</u>に準ずる。